ひょうご Times Vol.140
URL:https://www.hyogo-houjin.or.jp/
2022.4

経営革新等支援機関 ひょうご税理士法人
塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301
塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421
川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770

固定資産税の縦覧の時期です！

◆**縦覧とは**：ご自身がお持ちの土地・家屋の価格が適正であるか、ご自身の土地家屋と同じ市町村にある他の土地家屋の価格を無料で比較できる制度です。

◆**縦覧期間**：４月１日から第１期の納期限まで

■固定資産税について

春先に自動車税と一緒に届く固定資産税について、少し理解を深めてみましょう。

固定資産税は、毎年１月１日現在、固定資産を所有している人に対してその年の４月１日から始まる年度分の税として市町村に納める税金です。税額は固定資産の「評価額」を基に特例措置などを加味した「課税標準額」に、固定資産税率 1.4%、都市計画税率 0.3%（標準税率）を乗じて計算します。固定資産税評価額は３年に１度見直され、昨年の令和３年度が見直しの時期となっていました。

■課税明細書の見方について

各市町村によりフォームが異なりますが、記載事項はほぼ同じです。神戸市の見本をもとに見ていきましょう。

平成◎◎年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書 ○表示例は裏面をご覧ください。

資産区分	土地又は家屋の所在地番	家屋番号	課税地目又は家屋の種類	家屋の構造	価格（評価額）	固定資産税 前年度 課税標準額	本年度 課税標準額	都市計画税 前年度 課税標準額	本年度 課税標準額	摘要 物件相当税額
土地	○○通１丁目１２－１					17757208	35514416	住宅用地		
市街					1200.00	17502800	35005600			
登記	あん分課税対象土地				105016800	156860	313720			3137
土地	△△町１２３４－５６					3418846	6837692	住宅用地		
市街					245.10	3769503	7539008			
登記	宅地				35539500	*	*			75390

① ② ③ ④

特例措置

小規模住宅用地【200㎡以下の分】	評価額×1/6（都市計画税⇒1/3）
一般住宅用地【200㎡を超える分】	評価額×1/3（都市計画税⇒2/3）

① 固定資産税評価額	固定資産税の賦課基準となる価格。所有権移転登記・不動産取得税は①が課税標準となります。
② 課税標準	税率を掛ける金額。③の特例措置や評価替えの時期に急激に税負担に上がらないようにする負担調整措置があります。
③ 摘要	適用される特例措置が記載されています。市町村によって計算上は特例を適用しているものの、摘要欄がないところもあるようです。
④ 物件相当税額	固定資産税と都市計画税の合計額です。固定資産税と都市計画税のみ記載された市町村もあります。

■償却資産税について(※現在申告漏れのお問い合わせが増えております)

毎年１月 31 日期限の償却資産申告書の提出はお済みでしょうか？

償却資産税とは、固定資産税の対象資産のうち土地・家屋以外の事業用資産に課せられる税金です。

毎年１月１日現在、償却資産を所有されている方に申告の義務があります。

下記の方も申告の対象となりますので、ご注意ください。

- 前年より増減のない方
- 免税点未満(課税標準額の合計が 150 万円未満)の方
- 該当資産がない方→「該当資産なし」として申告要

※分割法人については、各支店(市役所)ごとに提出が必要です。

今一度、提出のご確認をよろしくお願いいたします。

申告の対象となる償却資産とは？

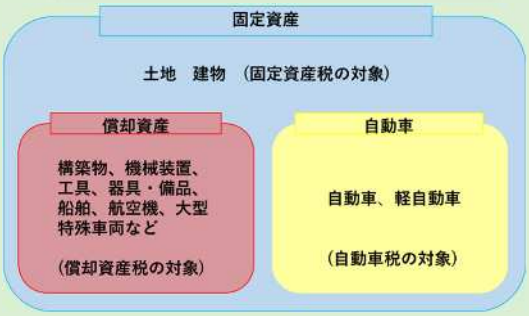

※無形固定資産(ソフトウェア・営業権)は対象外

耐用年数が１年未満又は取得価額が 10 万円未満で一時に損金算入したものや一括償却資産は、償却資産税の対象外です。

30 万円未満で中小企業者等の特例により一時に損金算入したものは、償却資産税の対象となります。

※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：綿引)